

広島市告示第519号

平成27年10月16日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市東区福田四丁目の408番56、408番57、408番92、408番106、408番139、408番140、3069番の一部、3071番の一部、3073番の一部、3074番の一部、3085番の一部、3086番、3087番、3088番及び3089番8の一部
- 2 開発面積
1,165.50㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐北区落合一丁目44番17号
株式会社ナビホーム
代表取締役 井上 竜一
- 4 検査済証交付年月日
平成27年10月16日

広島市告示第520号

平成27年10月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ラ・ムー八木店
 - (2) 所在地 広島市安佐南区八木一丁目1028番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
有限会社アイコーポレーション
代表取締役 松田 正文
広島市安佐南区川内五丁目10番9号
有限会社エフォート中尾
代表取締役 中尾 裕司
広島市安佐南区川内六丁目14番15号
奥田商事有限会社
代表取締役 奥田 悦子
広島市西区観音本町二丁目9番31号
有限会社金尾
代表取締役 金尾 富子
広島市安佐南区川内六丁目20番3号
有限会社キタオコーポレーション
代表取締役 石田 和子

広島市安佐南区八木一丁目6番5号

山陽綿業株式会社

代表取締役 三田 弘之

広島市東区曙一丁目2番7号

有限会社乗末地所

代表取締役 乗末 正文

広島市安佐南区八木三丁目10番1号

有限会社ひろとよ商事

代表取締役 奥田 博文

広島市西区己斐中三丁目33番9号

有限会社泰富

代表取締役 田村 亮

広島市安佐南区川内六丁目22番8号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No	位置	収容台数
1	建物東側	61台
2	建物南東側別敷地	207台
3	建物東側別敷地	54台
	合計	322台
	届出台数	282台

※ 整備台数322台の内282台を来客用届出台数とする。

(変更後)

No	位置	収容台数
1	建物東側	80台
2	建物南東側別敷地	102台
	合計	182台
	届出台数	90台

※ 整備台数182台の内90台を来客用届出台数とする。駐車場No.2は、別敷地店舗と共用する駐車場である。

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No	位置	収容台数
1	建物東側	122台
	合計	122台

(変更後)

No	位置	収容台数
1	建物東側	68台
2	建物南東側	7台
	合計	75台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No	位置	面積
1	建物南西側	74㎡
	合計	74㎡

(変更後)

No	位置	面積
1	建物南西側	7.4㎡
2	建物北東側	1.7㎡
合計		9.1㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

No	位置	容量
1	建物南西側	3.1㎡
2	建物南西側	3.1㎡
合計		6.2㎡

(変更後)

No	位置	容量
1	建物西側	13.4㎡
2	建物北東側	2.3㎡
合計		15.7㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前10時00分	午後9時00分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前0時00分	午後12時00分	24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No	駐車可能時間帯	備考
1～3	午前9時30分から午後9時30分まで	-

(変更後)

駐車場No	駐車可能時間帯	備考
1・2	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No	出入口の数	位置
1	2か所	出入口No.1：駐車場No.1南東側
		出入口No.2：駐車場No.1北西側
2	2か所	出入口No.3：駐車場No.2北側
		出入口No.4：駐車場No.2北西側
3	1か所	出入口No.5：駐車場No.3南東側
合計	5か所	

※ 出入口No.3は入口専用、出入口No.2・No.4は出口専用である。

(変更後)

駐車場No	出入口の数	位置
1	2か所	出入口No.1：駐車場No.1南側
		出入口No.2：駐車場No.1北西側

2	4か所	出入口No.3：駐車場No.2北側
		出入口No.4：駐車場No.2北西側
		出入口No.5：駐車場No.2南側
		出入口No.6：駐車場No.2南東側
合計	6か所	

※ 出入口No.5は入口専用、出入口No.6は出口専用である。駐車場No.2の出入口は別敷地店舗と共用する出入口である。

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前9時00分から午後9時00分まで	

(変更後)

荷さばき施設No	荷さばき可能時間帯	備考
1・2	午前0時00分から午後12時00分まで	24時間

4 変更年月日

平成28年3月15日

5 変更に関するもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所に並びに法人にあっては代表者の氏名

店舗施設No	小売業者		住所
	名称	代表者	
1	大黒天物産株式会社	代表取締役 大賀 昭司	岡山県倉敷市堀南704番地の5
2	未定	-	-

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,612㎡

6 届出年月日

平成27年10月7日

7 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区市民部政調整課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年10月16日から平成28年2月16日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告

の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成28年2月16日
- (2) 提出先

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第521号**  
 平成27年10月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                   | 所在地                  | 指定年月日<br>／<br>指定有効期限     |
|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 川岡クリニック              | 広島市中区白島中町16-8        | 平成27年10月1日<br>平成33年9月30日 |
| 広島県立広島がん高精度放射線治療センター | 広島市東区二葉の里三丁目2-2      | 平成27年10月1日<br>平成33年9月30日 |
| 本通ひろしま薬局山根店          | 広島市東区戸坂山根一丁目2-8      | 平成27年9月8日<br>平成33年9月7日   |
| 訪問看護リハビリステーション ひなた庚午 | 広島市西区庚午北三丁目16-20-203 | 平成27年10月1日<br>平成33年9月30日 |
| すぎたクリニック             | 広島市安佐南区祇園三丁目5-11     | 平成27年10月1日<br>平成33年9月30日 |
| 相田薬局                 | 広島市安佐南区相田一丁目10-15    | 平成27年9月1日<br>平成33年8月31日  |
| 訪問看護ステーション ゆう        | 広島市佐伯区海老園二丁目4-1-101  | 平成27年8月1日<br>平成33年7月31日  |

~~~~~  
広島市告示第522号
 平成27年10月19日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区五日市町大字皆賀字岡田の483番1の一部
- 2 開発面積
2,531.51㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区五日市町大字皆賀325番地
谷口迪生
- 4 検査済証交付年月日
平成27年10月19日

~~~~~  
**広島市告示第523号**  
 平成27年10月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施術者  | 施術所      |                    | 業務の種類  | 廃止年月日      |
|------|----------|--------------------|--------|------------|
|      | 名称       | 所在地                |        |            |
| 樋口徹  | 樋口鍼灸整骨院  | 広島市西区高須一丁目12-5-102 | 柔道整復   | 平成27年7月15日 |
| 樋口徹  | 樋口鍼灸整骨院  | 広島市西区高須一丁目12-5-102 | はり・きゅう | 平成27年7月15日 |
| 山本拓志 | ひなた鍼灸接骨院 | 広島市安佐北区亀崎一丁目2-10   | 柔道整復   | 平成27年8月1日  |

~~~~~  
広島市告示第524号
 平成27年10月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
大塚修久	一（出張專業）	広島市中区十日市町一丁目1-24ハトヤビル202号室	はり・きゅう	平成27年9月29日
樋口徹	樋口鍼灸整骨院	広島市西区古江西町2-5-1	柔道整復	平成27年7月15日

樋口徹	樋口鍼灸整骨院	広島市西区古江西町2-5-1	はり・きゅう	平成27年7月15日
宮脇真奈	ちとせ鍼灸接骨院	広島市安佐南区祇園一丁目3-24 アーバン田部Ⅲ1F	柔道整復	平成27年8月1日
山本拓志	ひなた鍼灸接骨院	広島市安佐北区亀崎一丁目2-10	柔道整復	平成27年8月1日

広島市告示第525号

平成27年10月20日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項で準用する同法第15条第4項の規定により産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 申請内容

(1) 申請者

東京都目黒区洗足二丁目17番21号
ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 宮本 一三

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島市安佐南区上安町字松畝315番1外34筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

最終処分場（安定型）

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(5) 申請年月日

平成27年10月8日

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所4階 環境局業務部産業廃棄物指導課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所2階 市民部市政調整課
- (3) 広島市安佐南区上安町字松畝315番1
ジェイ・エー・ビー協同組合 広島支店

3 縦覧の期間及び時間

平成27年10月20日から平成27年11月19日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出す

ることができます。

(1) 提出期限

平成27年12月3日

(2) 提出先

広島市長（提出窓口：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課）

(3) 記載すべき事項（全て日本語で記載してください。）

- ア 提出者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称（上記1(1)から(3)までの事項）
- ウ 生活環境保全上の見地からの意見

広島市告示第526号

平成27年10月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成27年10月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	安佐北区	可部町大字南原の一部	分流式
	佐伯区	観音台一丁目の一部	
汚水を排除	東区	矢賀三丁目の一部	分流式
	安佐南区	東野三丁目及び山本九丁目の各一部	
	安佐北区	深川一丁目、可部東五丁目及び亀山三丁目の各一部	
	安芸区	瀬野三丁目の一部	
佐伯区	五日市町大字石内及び利松二丁目の各一部		

広島市告示第527号

平成27年10月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成27年10月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	東野三丁目及び山本九丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	深川一丁目、可部町大字南原、可部東五丁目及び亀山三丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字石内、利松二丁目及び観音台一丁目の各一部	
東区	矢賀三丁目の一部	
安芸区	瀬野三丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第528号

平成27年10月20日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ザ・ビッグ安古市店
 - (2) 所在地 広島市安佐南区大町東三丁目1320番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役 加栗 章男
広島市南区段原南一丁目3番52号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
有限会社ハンス	代表取締役 小田 備	広島市佐伯区海老園一丁目5番38号	
株式会社キャンドウ	代表取締役 社長 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	
株式会社テレポートピア	代表取締役 秋枝 耕一	山口県下関市秋根本町二丁目10番15号	平成27年6月30日退店

跡治 勇		広島市安佐南区山本一丁目10番15-201号	平成26年12月31日退店
有限会社きむら生花店	代表取締役 原田 知幸	広島県三次市十日市中一丁目1番10号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
有限会社ハンス	代表取締役 小田 備	広島市佐伯区海老園一丁目5番38号	
株式会社キャンドウ	代表取締役 社長 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	
有限会社きむら生花店	代表取締役 原田 知幸	広島県三次市十日市中一丁目1番10号	

- 4 変更年月日
上記3のとおり
- 5 変更する理由
上記3のとおり
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
平成27年10月20日から平成28年2月22日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 平成28年2月22日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第529号

平成27年10月20日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・ビッグ五日市店
(2) 所在地 広島市佐伯区八幡二丁目24番32号

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 4 columns: Small Retailer Name, Representative, Residence, Change Date/Reason. Rows include Max Value West Japan Co., Ltd., Tani Masahiro, etc.

(変更後)

Table with 4 columns: Small Retailer Name, Representative, Residence, Change Date/Reason. Rows include Max Value West Japan Co., Ltd., Tani Masahiro, etc.

4 変更年月日

上記3のとおり

5 変更する理由

上記3のとおり

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年10月20日から平成28年2月22日まで。
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。
(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成28年2月22日
(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第530号

平成27年10月20日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン西風新都ショッピングセンター
(2) 所在地 広島市安佐南区大塚西六丁目7044番

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗 章男

広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 4 columns: Small Retailer Name, Representative, Residence, Change Date/Reason.